

品種登録手続に関する重要なお知らせ

(令和4年4月1日以降の出願・登録手続の変更について)

種苗法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日より品種登録手続は次のとおりとなりますので御留意いただきますようお願いいたします。

なお、出願に係る手続(下記1～5)は出願日が令和4年4月1日以降の品種(※)が対象となります。(※出願日とは農林水産省において願書を受理した日付が基準となります。)

訂正請求制度(下記6)は品種登録日が令和4年4月1日以降の品種が対象となります。

1 品種登録願・説明書が新様式になります

令和4年4月1日以降の品種登録出願は**品種登録願・説明書が新しい様式**となります。新様式は品種登録ホームページに令和4年3月に掲載する予定です。

2 出願料・登録料が変更となります

令和4年4月1日以降の品種登録出願は**出願料14,000円**となり、品種登録後の登録料についても変更となります。(1～9年目は、4,500円/年、10年目以降は、30,000円/年)

なお、令和4年3月31日以前に出願された品種については現行の登録料が適用されます。

3 審査手数料の納付が必要となります

令和4年4月1日以降の出願品種は**現地調査又は栽培試験に係る審査手数料が必要**となります。審査手数料は出願公表後に納付通知を送付します。**納付通知で指定された期限内(通知の送付から30日以内)**に指定された納付方法での納付となります。審査手数料の金額・納付方法等の詳細は別添1を御覧ください。

4 品種登録願・説明書に記載する出願品種の特性について

品種登録審査に用いる重要な形質は**必須形質**(必ず調査を行う形質)と**選択形質**(出願者が求めた場合にのみ調査する形質)に分けて審査を実施します。

令和4年4月1日以降の出願品種は、出願品種の特性について**必須形質は原則全て記**

載してください。選択形質は出願者ご自身が審査を希望する場合のみ記載してください。植物種類毎の選択形質については別添1を御覧ください。植物種類毎の必須形質・選択形質、特性を記載するための特性表を、品種登録ホームページに令和4年3月に掲載する予定です。

5 種子・種菌の提出方法が変更となります

これまでは種子・種菌は出願時に一律に提出していただくことにしていましたが、令和4年4月1日以降の出願品種は、種子・種菌についても苗と同様に栽培試験を行う場合において、資料提出命令を受けた場合に限り提出していただくことになります（現地調査の場合は提出を求めません）。なお、これまで通常栽培試験を行っていた植物種類については、引き続き出願時に任意で種苗管理センターへ種子を送付いただくことも可能です（速やかな栽培試験の着手が可能となります）。なお、植物種類については、問合せ先へ御相談ください。

6 品種登録に先立ち審査特性を通知します（訂正制度の新設）。

令和4年4月1日以降の品種登録については、品種登録に先立ち、審査で確認された特性の内容（審査特性）を出願者に通知し、品種登録時には、審査特性を農林水産省の品種登録ホームページで公表します。

通知に記載された期限内（通知の送付日から30日以内）であれば、出願者は審査特性の訂正を求めることができます（※令和4年3月31日以前に出願された品種も対象となります）。訂正請求ができるのは、出願時に品種登録願に記載した特性への訂正のみで、特性を裏付ける資料の提出が必要となるほか、再調査を行う場合は審査時と同様に現地調査や栽培試験の手数料が必要となります。訂正請求の手続きについては、別添2を御参照ください。詳細については以下連絡先までお問合せください。

農林水産省輸出・国際局 知的財産課種苗室 担当者：柚木・大野

電話番号：03-6738-6445

品種登録ホームページ：<http://www.hinshu2.maff.go.jp/>

